道の駅おがち利用促進検討会規約

(名称)

第1条 本会は、「道の駅おがち利用促進検討会」(以下「検討会」という。)とする。

(目的)

第2条 検討会は、地域振興の核としての「道の駅おがち」の利用者を増加させ、まち づくりの一環としての観点から周辺道路の整備とあわせ、地域振興について検討する ことを目的とする。

検討会は、東北中央自動車道の全線供用を見据え、雄勝地域のまちづくり方針に基づき「道の駅おがち」を起点とした、地域の魅力を高めて交流を促すまちづくりの展開とあわせ、「道の駅おがち」の利用促進、利便性向上について検討することを目的とする。

(検討内容)

- 第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、以下の内容を検討・調整する。
 - (1) 道の駅へのアクセス性改善について
 - (2) 案内標識の設置等、「道の駅おがち」の利用者を増加させるための具体策
 - (3) 「道の駅おがち」の広報・PR活動

検討促進策については、広くハード・ソフト面の両面から検討する。

- (1) 道の駅の利用促進策について
- (2) 道の駅の機能強化について
- (3) 道の駅のアクセス向上について

上記については、広くハード・ソフト面の両面から検討する。

(組織)

- 第4条 検討会は別表1に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の追加変更については、検討会に諮り承認を得る。

(会長)

- 第5条 検討会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長の任期は、検討会が存続するまでとする。

(検討会)

- 第6条 検討会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 検討会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 検討会の議事は、出席委員の合議で決する。
- 4 代理による出席者については、委員と同様の資格を有する。
- 45 会長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会には、検討会の運営事務を行う事務局を設置するものとし、湯沢河川国 道事務所調査第二課及び湯沢市建設部<mark>都市計画課</mark>建設課により構成する。

(規約の改正)

第8条 本規約を改正する必要があるときは、検討会の決によりこれを行うものとする。

(補則)

第9条 本規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成21年5月18日から適用する。

この規約は、令和 2年6月29日から適用する。